

横浜市特別養護老人ホーム入所申込みのご案内

●特別養護老人ホーム（特養・介護老人福祉施設）とは？

原則要介護3以上で、寝たきり又は認知症などのために常に介護を必要とし、自宅で介護を受けることが難しい方のための入所施設です。

入浴や排せつ、食事の介護に加え、日常生活の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話をしています。

要介護1又は2の方の特例入所について

要介護1又は2の認定を受けている方のうち、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である方は、入所申込みができます。

※入所申込みする場合は、「特別養護老人ホーム入所申込書（兼同意書）A面」に記載されている特例入所要件の該当欄にチェックを入れ、お申し込みください。

●横浜市の入所申込制度について

横浜市では、入所申込みの手続きについて、公平性・透明性を確保しつつ、申込みをされた方々の利便性を図るために、『高齢者施設・住まいの相談センター』内に「特別養護老人ホーム入所申込受付センター」を設置して、申込みを一括処理しています。

入所の順番は申込み順でなく、必要性・緊急性の高い方から入所できるよう、「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」を定め、それに基づいて入所申込者の要介護度、世帯状況等を点数化し、点数の高い方から入所のご案内をしています。



《申込み前の注意事項》

1 希望施設の見学をお勧めします。

入所後は、施設が長期にわたっての生活の場になります。「イメージと違った」という事態を防ぐためにも施設見学をお勧めします。見学の際は、事前に施設に連絡してください。

2 希望施設は十分検討してお申し込みください。

施設が意向確認のご連絡をしても、入所を希望されない方がいらっしゃいます。ご家族・ご親族でお話し合いの上、入所の意向を統一してからお申し込みください。特に、希望施設はご家族・ご親族で十分検討してお選びください。

3 予約的な申込みはご遠慮ください。

「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」の運用の目的は、入所の必要性・緊急性の高い方から円滑に入所していただくことがあります。指針を適切に運用するため、「今は入るつもりがないけど申し込んでおこう」という予約的な申込みはご遠慮ください。

なお、施設から入所の意向確認があったにもかかわらず、「今すぐ入所を希望しない」といった理由により、入所を断るなどした際には、取下げをお願いする場合がありますので、ご了承ください。

4 特養での“医療的ケア”について

特別養護老人ホームには、嘱託医の配置が義務付けられており、入所者の健康管理を行いますが、長期にわたる治療や、重篤な医療行為等が必要な方の受入れは困難な場合があります。

各施設の受入れ状況は、施設又は『高齢者施設・住まいの相談センター』にお問い合わせください。

●入所申込み方法について

「特別養護老人ホーム入所申込書（兼同意書）**A面**・**B面**」と介護保険証（写）を下記「申込受付センター」に郵送してください。

※1 郵送する前に、入所申込書をコピーし、控えとして保管しておくと、申込内容の変更の際に、控えの申込書に変更部分を追記して、再提出することができます。（詳細は、3ページの「●申込み後に必要な手続き等（2 変更の手続き）」を参照してください。）

※2 介護保険証（写）以外の添付書類は受付できません。

《送付先》※こちらを切り取ったものを封筒に貼って送付することもできます。

〒233-0002

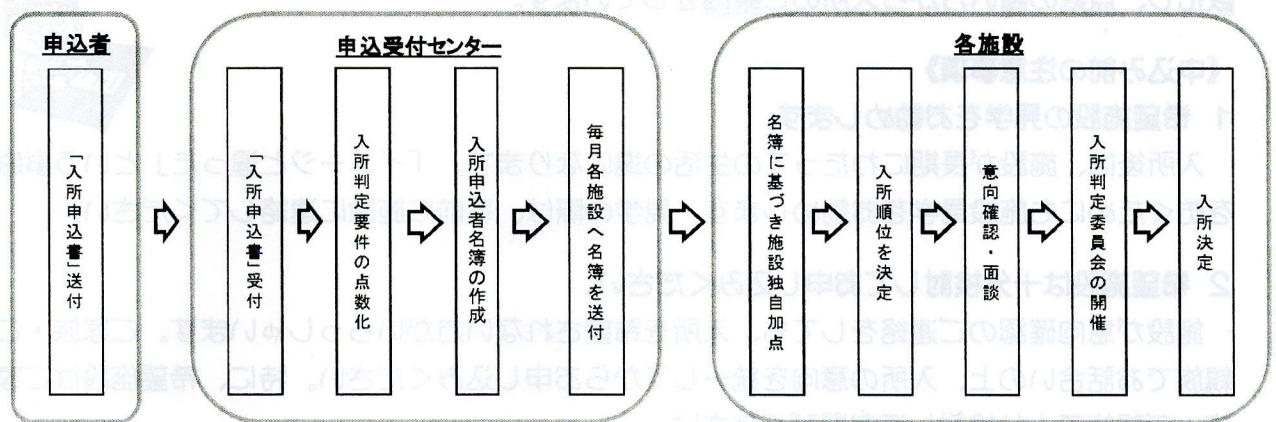
港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー10階

特別養護老人ホーム入所申込受付センター 宛

※ キリトリ線 ※

※ キリトリ線 ※

《入所申込みから入所決定までの流れ》



- 1 入所希望者は入所申込書に本人の状況や希望施設（5か所まで）を記入し、「申込受付センター」に申込みをします。
- 2 申込受付センターは、毎月20日締め（17時までに必着、土日祝日の場合は前倒し）で提出された入所申込書の内容を確認し、順位付けのための点数化（市内共通項目：最高80点）を行ったうえで、毎月末に各施設に名簿を送付します。
- 3 各施設は、送付された名簿に基づき施設独自の基準により加点（最高20点）し、入所順位を決定（翌月中旬頃）。その後、点数の高い方から順次、申込者に連絡し、面談のうえ、入所判定委員会を経て、入所決定となります。